

Yokohama Open実行委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、Yokohama Open実行委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、ビリヤードの振興を図り、もってまちの魅力を向上させるため、Yokohama Openを継続的に開催することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)Yokohama Openの開催に関する事業
- (2)Yokohama Openの普及啓発に関する事業
- (3)その他委員会の目的達成に必要な事業

第2章 組織

(組織)

第4条 委員会は、第2条の目的に賛同する団体の代表者又は個人により構成される委員によって組織する。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名以内
- (3)監事 1名

3 会長は、委員の互選により選出する。

2 副会長及び監事は、会長が指名する。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務及び事業の執行を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代行する。

3 監事は、会計その他事務を監査する。

(顧問)

第7条 委員会には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、有識者より会長が委嘱する。

3 顧問は、委員会の事業を円滑に推進するため、重要な事項について、意見を述べることができる。

(知的財産権の帰属)

第8条 委員会の事業活動を通じて作成されたロゴマーク、ポスター、写真、動画、プログラム等の著作物に関する一切の権利(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、原則として委員会に帰属するものとする。

(任期)

第9条 委員及び顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

(報酬及び旅費)

第10条 委員及び顧問は、無報酬とする。

ただし、委員が委員会の業務のために、横浜市外に出張する場合の旅費については、別に定める。

第3章 会議

(会議の構成)

第11条 会議は、委員をもって構成する。

2 会議は、会長がその議長となる。

3 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の招集)

第12条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員が、会議の出席に支障があるときは、代理者を出席させることができる。

3 会議は、一同に会する方法のほか、オンライン又は書面による開催も可能とする。

4 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。前項に規定する書面による会議を開催する場合は、議決権行使書の提出をもって出席に代える。

(会議の議決事項)

第13条 会議は、次に定める事項について審議し、決定する。

(1) 委員会の規約の変更に関すること。

(2) Yokohama Openの基本計画に関すること。

(3) 年度毎の事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 委員会の予算及び決算に関すること。

(5) その他委員会の運営に係る重要な事項に関すること。

(会長の専決処分)

第14条 会長は会議を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第 15 条 委員会の事務を処理するため、事務局をPOOL LABOに置く。

2 その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

第5章 会計

(会計・会計年度)

第 16 条 委員会の経費は、次に定める収入を充てることとし、会計処理については、別に定める。

(1) 分担金

(2) 助成金

(3) 協賛金

(4) その他収入

2 委員会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。ただし、委員会が解散することとした場合は、同日をもって終了する。

第6章 解散

(解散及び残余財産の処分)

第 17 条 委員会は、会議において解散の決議があったときは、速やかに実績報告及び決算報告を行い、解散する。

2 解散時に残余財産がある場合は、会議の決議をもって、同種の目的を有する団体に寄附するものとする。

第7章 補則

(補則)

第 18 条 委員会の業務に関して生じた損害については、故意又は重過失がある場合を除き、委員個人に損害賠償責任を負わせないものとする。

(補則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会議の承認を経て会長が別に定める。

附則

この規約は、令和7年12月10日から施行する。

2 第16条第2項の規定にかかわらず、設立初年度の会計年度は、施行日から令和8年12月31日までとする。

3 委員会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長:高橋 創

監事:丸岡 良輔

附則(令和8年1月6日改正)

この規約は、令和8年1月6日から施行する。